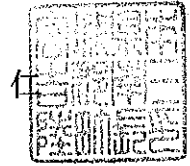


南三陸町公告

南三陸町復興まちづくり実施計画等策定業務委託について、下記のとおり公募型プロポーザルを執行する。

平成24年3月2日

南三陸町長 佐藤



記

1 プロポーザルに付する事項

- (1) 業務名 南三陸町復興まちづくり実施計画等策定業務委託
- (2) 業務場所 本吉郡南三陸町地内
- (3) 履行期間 契約日の翌日から平成25年3月31日まで
- (4) 業務概要 震災復興計画検討業務、復興計画調整業務、津波シミュレーション業務等プログラムマネジメント 一式
防災集団移転計画策定業務、防災集団移転関連発注支援業務、防災集団移転交付金事業支援業務等プロジェクトマネジメント 一式

2 プロポーザル参加資格要件

- (1) 単独事業者での参加要件
 - ア 南三陸町財務規則（平成17年南三陸町財務規則第32号）の規定に基づく競争入札参加承認を受けていること。
 - イ 法人として登録されている者であること。
 - ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないものであること。
 - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
 - オ 南三陸町入札参加業者指名停止要領（平成17年南三陸町訓令第37号）に基づく指名停止を受けている期間でないこと。
 - カ 類似する業務の実績を有すること。
（コンストラクション・マネジメント業務、プロジェクトマネジメント業務等）
- (2) 共同企業体での参加資格要件
 - ア 自主結成であり、事業者間で別添参考様式（南三陸町復興まちづくり実施計画等策定業務委託公募型プロポーザル方式実施要領様式第1号）に準じた協定を締結していること。
 - イ 代表事業者を定めること。この場合、構成員の中で出資割合が最も大きい者を代表者とする。
 - ウ 構成員の全てが前号アからオに掲げる参加要件を満たしていること。
 - エ 構成員のいずれかの者が、前号カの参加資格要件を満たしていること。

3 参加申込手続き等

(1) 申込書類

プロポーザルに参加する者は、次に掲げる書類を正副2部提出し、参加資格審査を受けなければならない。

ア プロポーザル方式参加申込書（実施要領様式第2号）

イ 業務実績調書（様式は任意とするが、受託業務名、委託者、契約金額、履行期間、受注形態（単独又は共同企業体）、業務概要を記載のこと。）

ウ 共同企業体協定書（共同企業体で参加を申し込む場合）

エ 参加申込者の所在地及び名称を記載した返信用封筒（1通）

(2) 受付期間及び場所

ア 期間

平成24年3月2日（金）から平成24年3月8日（木）までの午前9時から午後5時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。）

イ 場所

南三陸町復興事業推進課

(3) 参加資格の確認等

ア 参加資格については、申込みのあった者に参加資格の有無について通知する。

イ 参加資格と認められなかった者は、その理由について復興事業推進課へ書面で問い合わせることができる。

4 プロポーザルの手続等

プロポーザルの手続等については下記によるが、その他の事項については、実施要領による。

(1) 関係書類の閲覧

ア 期間

平成24年3月2日（金）から平成24年3月21日（水）までの午前9時から午後5時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。）

イ 場所

南三陸町復興事業推進課

ウ 質問

関係図書等について質問がある場合は、実施要領で定める質問書に記入し、平成24年3月16日（金）午後5時までに南三陸町復興事業推進課へ提出すること。

エ 回答

平成24年3月19日（月）までに直接回答するほか、南三陸町復興事業推進課に掲示する。

オ 関係書類等の交付

貸し出しによる。ただし、貸出時間は2時間以内とする。

(2) 業務提案書の提出

ア 日時

平成24年3月22日（木）

イ 場所

南三陸町復興事業推進課

ウ 部数

10部。ただし、見積提案書は業務提案書と別に提出（3部を一つに封入）のこと。

エ その他

提案書は会社名を伏せて評価することから、提出する提案書内には、会社名等提出者が特定される事項は記載しないこと。

5 受託候補者の選定方法等

受託候補者の選定方法等については、実施要領による。

6 契約保証金

受託者は、南三陸町財務規則（平成17年南三陸町規則第32号）第105条の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金として納付すること。ただし、同規則第106条の規定に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除できるものであること。

7 前払い金

なし。

8 部分払い

契約時に協議して定めるものとする。

9 添付書類

- (1) 南三陸町復興まちづくり実施計画等策定業務委託公募型プロポーザル方式実施要領
- (2) 南三陸町復興まちづくり実施計画等策定業務委託に係る公募型プロポーザル方式説明書

10 その他

不明な点等については、復興事業推進課に照会すること。

南三陸町復興事業推進課

電話 0226-46-1379 担当 畑、遠藤